

法人名:

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 員一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直し場合はその内容)	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出の 有無
(財)科学技術広報財団	賛助会費 (法人会費、年会費)	100,000	100,000	2012/7/10	科学技術広報財団は、「科学技術に関する広報啓発を行い、日本の科学技術の振興に寄与すること」を目的としており、宇宙に関連しても「子ども宇宙科学館」(横浜市)の運営協力、科学ポスター(宇宙関連含む)の頒布など、その国民理解の増進に資することから、必要最低限の法人会費を支出するもの。	特財	国所管	業務見直しを行い、平成25年度以降の支出を行わない。	無
(財)研究学園都市コミュニケーションセンター	(財)研究学園都市コミュニケーションサービス利用料の支	488,244		2012/8/27		特財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(財)航空輸送技術研究センター	賛助会費 (法人会費、年会費)	100,000	100,000	2012/6/20	1.ATECを通じてエアラインと航空局との技術交流につながる。 2.ATEC主催の講演会・研究会等への案内が得られる。 3.ATEC調査・研究報告書、年報等が得られる。 4.ATECが管理する航空安全に係わる情報が得られる。	特財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である。	有
(公社)ボイラークレーン安全協会	ボイラー・第一種圧力容器 性能検査料の納付	867,080		2012/12/5		公社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(社)日本内部監査協会	研修費の支払い「第127期内部監査士認定講習会」	157,500		2012/6/28		特社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である。	有
(社)日本内部監査協会	研修費の支払い「第130期内部監査士認定講習会」	157,500		2012/12/28		特社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である。	有
(社)日本内部監査協会	正会員会費 (法人会費、年会費)	100,000	100,000	2012/12/11	内部監査にかかるとの情報収集等のため。	特社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である。	有
(社)日本溶接協会	マイクロソルダリング講習の開催	420,233		2012/9/24		特社	国所管	業務見直しを行い、平成25年度以降の支出を行わない。	無
(社)科学技術と経済の会	特別会員会費 (法人会費、年会費)	200,000	200,000	2012/6/18	各産業分野の企業経営者、並びに各領域の専門家の意見交換と相互の協力の場を科学技術等の情報を得られる。	特社	国所管	業務見直しを行い、平成25年度以降の支出を行わない。	無
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、3月分)	525,000		2012/4/4		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、4月分)	525,000		2012/5/9		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、5月分)	525,000		2012/6/5		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、6月分)	525,000		2012/7/5		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、7月分)	525,000		2012/8/3		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、8月分)	525,000		2012/9/6		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、9月分)	525,000		2012/10/5		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、10月分)	525,000		2012/11/7		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、11月分)	525,000		2012/12/10		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、12月分)	525,000		2013/1/11		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	情報システム部情報システムグループ所管商用回線利用料(そのア/つ(ばWANサービス、1月分)	525,000		2013/2/12		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公財)国際科学振興財団	JAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに係る運用管理業務	525,000		2013/3/5		公財	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公社)計測自動制御学会	学会誌掲載料	236,250		2013/2/1		公社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公社)日本天文学会	論文掲載料	120,120		2012/10/30		公社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公社)日本天文学会	論文掲載料	228,900		2013/1/1		公社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である	有
(公社)日本監査役協会	年会費 (法人会費、年会費)	160,000	100,000	2012/6/25	他機関、企業の監事や監査役との情報交換等のため入会している。	公社	国所管	業務上必要かつ最低限の支出である。	有

【記載事項】
 (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
 (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
 (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
 ※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。